

～ 令和 4 年度の加算届等の提出について ～

1 令和 4 年度加算届の提出について（資料 ）

毎年度当初に変更の有無に関わらず、加算届の提出が必要です。加算要件等の内容を確認した上で届出を行ってください。なお、令和 3 年度に加算等を算定している事業所においても、今回届出書の提出がなければ、令和 4 年度の加算等の算定は認められませんので、御注意ください。

(1) 提出の必要がある事業所

原則全ての、障がい福祉サービス事業所、障がい者支援施設、相談支援事業所、障がい児通所支援事業所

ヘルパー事業所、相談支援事業所で届出が必要な加算を算定しない場合のみ提出は不要

(2) 提出書類

事業種別ごとに定める加算届書類一覧表に記載のある書類

(3) 提出期限

令和 4 年 4 月 15 日（金）期限厳守

郵送にて提出する場合のみ 15 日（金）消印有効

2 令和 4 年度加算届の提出（日中一時支援事業）について（資料 ）

岡崎市指定日中一時支援事業の「低所得者食事提供加算」、「未就学児受入加算」及び「医療的ケア加算」の算定には、加算届の提出が必要です。令和 4 年度に当該加算を算定する事業者は、加算届を提出してください。なお、令和 3 年度に当該加算を算定している事業所においても、今回加算届の提出がなければ、令和 4 年度の当該加算の算定は認められませんので、御注意ください。

(1) 提出の必要がある事業所

日中一時支援事業所で令和 4 年度に次のいずれかの加算を算定する事業所

低所得者食事提供加算 未就学児受入加算 医療的ケア加算

(2) 提出書類

「岡崎市地域生活支援事業所加算届に必要な書類一覧（別紙 5）」に記載のある書類

(3) 提出期限

令和 4 年 4 月 15 日（金）期限厳守

郵送にて提出する場合のみ 15 日（金）消印有効

3 令和 4 年度福祉・介護職員処遇改善加算等の計画書提出について（資料 ）

福祉・介護職員処遇改善加算等は年度ごとの届出となっており、令和 4 年度福祉・介護職員処遇改善加算等を算定される事業者は必ず届出が必要です。令和 4 年度に当該加算を算定する事業者は、障がい福祉サービス等処遇改善計画書を提出してください。なお、令和 3 年度に当該加算を算定している事業所においても、今回加算届の提出がなければ、令和 4 年度の当該加算の算定は認められませんので、御注意ください。

(1) 提出方法等

資料 に示すとおり。

(2) 提出期限

令和4年4月15日(金)期限厳守

郵送にて提出する場合のみ15日(金)消印有効

4 令和3年度福祉・介護職員処遇改善加算等の実績報告提出について

福祉・介護職員処遇改善加算等を算定している事業者は、賃金改善の実績報告が必要です。届出先は令和3年度障がい福祉サービス等処遇改善計画書を提出した行政機関(年度途中で提出先が変更になった場合は変更後の行政機関)と同一となります。岡崎市にある事業所であっても提出先が岡崎市とは限りませんので御注意ください。

(1) 提出方法等

実績報告については令和3年度用の様式を用いて御提出ください。

(令和元年度用及び令和2年度用のいずれも様式が異なります。市のHPに掲載されているものが令和3年度用の様式です。)

詳細については別途通知にてお知らせする予定です。

(2) 提出期限

令和4年7月29日(金)

郵送にて提出する場合のみ31日(日)消印有効

なお、令和3年度における最終の給付費の支払が遅れている場合は、提出期限が延長されますので、事前に御連絡ください。

～ 令和 4 年度の変更点及び再確認いただきたい重要事項 ～

5 新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いについて（資料）

新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いについては、資料 のとおり引き続き、運用してまいります。取扱いの内容変更や、廃止等を行う際は都度連絡をいたしますので、御確認ください。

これらの取扱いは「新型コロナウイルス感染症」を原因とする事例における取扱いであることに御留意ください。

5 障害児通所支援における定員超過利用減算の取扱いについて（資料）

児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービスでは、指定基準において、原則として、利用定員を超えて、児童発達支援等の提供を行ってはならないこととしており、利用者数が利用定員を一定数上回るときには、定員超過利用減算を算定する必要があります。

今般、児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける定員超過利用減算が適切に算定されておらず、障害児通所給付費が過大に支給されている事例が、会計検査院の検査により確認されました。

つきましては、資料 に示す要件等を確認いただいた上で、毎月の報酬の請求に当たり、定員を超過して利用者を受け入れている事業所において、定員超過利用減算の算定の要否を資料 の定員超過利用減算対象確認シートを用いて確認してください。特に「災害、虐待その他のやむを得ない事情」については、安易に適用することのないよう制度趣旨の理解に努めてください。

なお、本取扱いについては、新型コロナウイルス感染症に係る障がい福祉サービス等事業所の基準の臨時的な取扱いを妨げるものではないことを申し添えます。

6 令和 4 年度における就労系障害福祉サービスの基本報酬について（資料）

令和 4 年度における就労系障がい福祉サービスの基本報酬の算定に当たっては、令和 3 年度と同様、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた間の実績を用いないことも可能と予定されています。関連通知については、改正後に改めて発出されますので、御確認ください。

また、加算届提出の際には、上記の取扱いを適用したことがわかるように実績を適用した年度を明記して提出をすること。

7 情報公表制度の更新手続きについて

平成 30 年 4 月から障がい福祉サービス等情報公表が制度化されました。障がい福祉サービス等情報公表システムを用いて、サービス情報を公表することとされています。また、障がい福祉サービス等情報の公表は、毎年 5 月頃に既存の入力がリセットされ、改めて年度単位での更新が必要です。詳細については別途通知にてお知らせする予定ですが現段階でのスケジュールは以下のとおりです。

更新入力が可能となる時期：5 月初旬

更新入力完了時期：令和 4 年 7 月 29 日（金）

なお、未だに一度も障がい福祉サービス等情報公表システムへの入力がない事業者が見受けられます。福祉・介護職員等特定処遇改善加算において令和 5 年度から算定要件としている特定加算に基づく取組の公表（見える化）について、令和 4 年 4 月より本システムを利用した報告（情報公表）機能の提供を予定していることもあるため、速やかな対応に努めてください。

8 災害時情報共有システムについて

災害発生時における障害者支援施設等の被害状況等を国・地方公共団体が迅速に把握・共有し、停電施設への電源車の手配など、被災施設等への迅速かつ適切な支援につなげるため、令和3年9月1日より、災害時情報共有システムの運用が開始されています。

本システムの対象となる施設・事業所の情報は、既存の障がい福祉サービス等情報公表システムに登録された情報と連携することとされており、施設・事業所による登録が未了(メールアドレス含む)又は自治体への申請がされていないことにより公表されていない施設・事業所は、災害時情報共有システムの対象とならず、災害発生時にシステムを活用した被災状況報告が行えなくなるため、登録していない事業者におかれましては、引き続き登録をお願いします。

9 自己評価結果等未公表減算の取り扱いについて

児童発達支援、放課後等デイサービス事業者及び就労継続支援A型事業者は、ガイドライン又は評価基準に基づいた自己評価を実施し、その結果及び改善内容を1年に1回以上、インターネットのホームページ等を活用して公表することが義務づけられています。また、この公表方法及び公表内容を指定権者に届出していない場合については減算の対象となります。岡崎市では、児童発達支援、放課後等デイサービスについては、愛知県と同様、WAMNETの障がい福祉サービス等情報公表システムに公表場所(URL)を登録することをもって公表の報告があったものとします。

なお、障がい福祉サービス等情報公表システムによる公表は、毎年5月頃に既存の入力がリセットされ、改めて年度単位での更新が必要です。詳細については別途通知にてお知らせする予定ですが現段階でのスケジュール及び公表における留意点は以下のとおりです。

児童発達支援、放課後等デイサービス事業者における届出のスケジュール

更新入力が可能となる時期：5月初旬

届出締切：令和4年7月29日(金)

未届の事業者については8月サービス提供分から当該状態が解消されるに至った月まで減算適用

審査基準

- ・障がい福祉サービス等情報公表システムの「ガイドラインにおける自己評価の公表の有無」の項目が「あり」になっていること
- ・障がい福祉サービス等情報公表システムの「公表場所(URL等)」の項目にURLの貼付がされていること
- ・貼付されたURLのリンク先に「保護者等による評価」と「事業所全体による自己評価」の2つの評価が掲載されていること
- ・法人で複数の事業所を有する場合には、事業所ごとに評価及び公表を行うこと
- ・サービスごとに「事業所における自己評価結果」「保護者等からの事業所評価の集計結果」の2種類の評価結果をそれぞれ公表すること
(例：児童発達支援・放課後等デイサービスの多機能事業所の場合...児童発達支援で2種類、放課後等デイサービスで2種類で計4つの公表が必要)
- ・障がい福祉サービス等情報公表システムに貼付けられたURLは評価結果のファイル又は専用ページに直通のものであること(事業所のトップページなどは不適)

・評価結果は事業所ごと、かつサービスごとに作成すること（複数のサービス又は事業所の情報を一つのファイルにまとめ、数珠つなぎで掲載するような方法などは不適）

適切に掲載されていない場合は減算の対象となりますので、後日送付予定の通知をよくご確認ください。

また、就労継続支援A型事業者における届出締切については、令和4年度加算届として提出する必要があることから令和4年4月15日（金）とし、届出された方法による公表が4月28日（木）までに確認できない場合は減算の対象となります。

10 虐待の防止のための措置の義務化について（資料）

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において示された、障害者虐待防止の更なる推進の主な改定内容は資料の通りです。これらの内容は、令和4年4月から義務化されます。

なお、小規模な事業所においても過剰な負担とならず、効果的な取組が行えるよう、厚生労働省から取組事例集の暫定版が示されました。市ホームページ（ページID 015594）に掲載しておりますので、参考としてください。

11 身体拘束等の適正化に向けた取組について（資料）

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において示された、身体拘束等の適正化の推進の主な改定内容は資料の通りです。これらの内容は、令和4年4月から義務化されます。また、新要件に基づく身体拘束廃止未実施減算は令和5年度から適用されます。

なお、小規模な事業所においても過剰な負担とならず、効果的な取組が行えるよう、厚生労働省から取組事例集の暫定版が示されました。市ホームページ（ページID 015594）に掲載しておりますので、参考としてください。

12 児童指導員等加配加算又は専門支援加算における心理指導担当職員について

上記加算の算定要件の一つである理学療法士等に含まれる厚生労働大臣が定める基準（平24厚労告270・第1号）イに該当する者（以下「心理指導担当職員」という）について、これまで履修証明等で科目の一つとして心理学を履修した者も心理担当指導職員とみなす運用をしてきたところです。

しかしながら、当該基準において、学校教育法の規定による大学若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者とされていることから、心理指導担当職員に求められる専門性を鑑み、令和4年4月以降に上記加算を算定する場合において、履修証明等で科目の一つとして心理学を履修した者を心理指導担当職員とみなさない運用に変更します。

～ その他の留意事項 ～

11 指定申請について（新たに事業を計画する際の主な注意点）

指定申請書類の受理は月末締切で、翌々月 1 日付けで指定します。また、申請書類の内容に不備がなくなったときに受理します。期間に余裕をもって、予め相談してください。

指定を受けるには事業所が各種法令に適合している必要があります。福祉事業を行う建物には、都市計画法、建築基準法、消防法等で厳しい要件がかかります。賃貸契約等の前に事前に相談してください。法令違反の状態、指定は受けられません。

指定申請において記載した配置職員が、指定数日後に退職等により配置されない事例が見受けられた場合、意図的なものと判断されると虚偽申請となります。そのような事態にならないよう、十分御注意ください。

12 変更届について（事業所の届出情報を変更する際の主な注意点）

事業所の届出情報に変更される際は、変更届の提出が必要です。

変更届の提出期限は変更日から 10 日以内です。期限遵守してください。

変更内容が、「生活介護、就労継続支援 A 型又は就労継続支援 B 型の定員増」「施設入所支援の定員増」「施設障がい福祉サービスの種類の変更」「児童発達支援、放課後等デイサービスの定員増」に当てはまる場合は、変更届ではなく、変更申請となります。この場合、変更申請書類の受理は月末締切で、内容審査のうえ、翌々月 1 日付け適用です。

事業所移転の際は、建物について新規申請時と同様の注意が必要ですので、予め相談してください。

13 加算届について（算定する加算項目を変更する際の主な注意点）

毎年 4 月 1 日の状況について届出した後に、算定の状況について変更があった場合は、その都度加算届の提出が必要となります。

給付費（算定される単位数が増えるものに限る。）については、届出が毎月 15 日以前に提出された場合には翌月から、16 日以降になされた場合については、翌々月から算定を開始することとなります。

加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱いについては、速やかにその旨の届出を行うとともに、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないでください。

14 再開・廃止・休止の各届出について

再開届の提出期限は再開日から 10 日以内です。期限遵守してください。

再開にあたっては、指定基準を満たしている必要があることから、事前に相談してください。

廃止届、休止届の提出期限は廃止日又は休止日の 1 箇月前です。期限遵守してください。

廃止、休止にあたっては、現に利用している利用者への対応が求められるため、事前に相談するとともに、利用者の次の利用事業所等の確保に努めてください。

15 業務管理体制整備に関する届出について

すべての指定障がい福祉サービス事業者、指定障がい者支援施設の設置者、指定相談支援事業者、指定障がい児通所支援事業者、指定障がい児入所施設及び指定障がい児相談支援事業者は法人単体で、根拠条文ごとに、関係行政機関に届出が必要です。

届出先は表のように、国、愛知県、岡崎市のいずれかとなります。提出先が分からない場合は、一度お問い合わせください。

	事業所等の展開状況	届出先関係行政機関	届出先住所・電話番号
	事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働省(社会・援護局 障害保健福祉部企画課監 査指導室)	〒100 - 8916 東京都千代田区霞が関1 - 2 - 2 厚生労働省社会・援護局 障害保健 福祉部企画課(監査指導室) TEL03 - 5253 - 1111(内線 3009)
	事業所等が岡崎市のみに 所在する事業者(障がい 児入所支援施設を除く)	岡崎市福祉部障がい福祉 課	〒444 - 8601 岡崎市十王町2 - 9 岡崎市福祉部障がい福祉課(施策 係) TEL0564-23-6165
	以外の事業者	愛知県健康福祉部障害福 祉課 <u>岡崎市は届出先ではあ りません</u>	〒460 - 8501 名古屋市中区三の丸3 - 1 - 2 愛知県健康福祉部障害福祉課(事 業所・地域生活支援G) TEL052-954-6317